宇治市高齢者生きがい・助け合い活動応援事業について、事業実施希望者から提案を受けて実施団体を決定する「公募型プロポーザル」により実施するので、次のとおりお知らせします。

　令和５年６月１日

宇治市長　松村　淳子

**公募型プロポーザル実施要領**

**１　趣　旨**

企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を促進するため、「高齢者生きがい活動応援事業」実施要綱（平成３１年４月２４日老発０４２４第１号厚生労働省老健局長通知）に基づき、ＮＰＯ法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるＮＰＯ法人等からの提案を受けて比較審査することにより、地域づくりの企画力などの面で、より優れた提案をした者を本事業の実施対象者として１団体を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。ただし、最適と認められる提案がないとき等、実施対象者を選定しない場合もあります。

**２　事業概要**

（１）事業名

宇治市高齢者生きがい・助け合い活動応援事業

　（２）業務実施期間

　　　　決定日から令和６年３月３１日（日）までとする。

　（３）対象となる団体

　　　　　新たに組織化するボランティア団体やＮＰＯ法人等の団体（以下「ＮＰＯ法人等」という。）又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるＮＰＯ法人等

（４）活動内容

　　　　以下の取組を通じた高齢者等の生きがいを創出するボランティア活動の立ち上げ

1. 農福連携推進事業

高齢者が農作業や農作物の調理・販売等をとおして、運動機能低下・認知症・閉じこもり等の介護予防を図るなど、農福連携を通じ、高齢者が地域で交流し生き生きと活動できる場の提供に資する活動

1. ①以外の地域の支え合い活動

（５）事業の立ち上げにかかる経費の一部を助成する。

補助金上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

１，０００千円

**３　プロポーザル方式の形式**

公募型により行う。

**４　参加資格要件**

　本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、宇治市内で活動する団体で、以下の全ての要件を満たすこと。

（１）高齢者福祉、地域福祉、生活支援等の活動実績があり、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等、営利を目的としない団体であること。

（２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。または、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（３）宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２項第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。

**５　関係書類の配布**

関係書類は次で配布する他、宇治市ホームページにも掲載する。

　（１）配布場所

　　　　宇治市健康長寿部長寿生きがい課

　　　　　郵便番号　　　６１１－８５０１

　　　　　所在地　　　　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

　　　　　　　　　　　　宇治市役所庁舎本館　１階

　　　　　電話番号　　　０７７４－２０－８７１２

　　　　　ＦＡＸ番号　　０７７４－２１－０４０６

　（２）配布期間

**令和５年６月１日（木）から令和５年７月３１日（月）**まで。

　　　　土日、祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時００分まで。

　　　　（正午から午後１時までを除く。）

**６　事業等に関する質疑**

　（１）質疑の受付場所及び期間

　　　①　受付場所

　　　　本要領６（１）に同じ。

1. 受付期間

**令和５年６月３０日（金）**まで。

　　　　土日、祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時００分まで。

　　　　（正午から午後１時までを除く。）

　（２）提出方法

　　　　質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするが、ファックスによる送付も認める。その場合は、併せて電話で連絡し、到着を確認すること。

　（３）質疑に対する回答

　　　　質疑に対する回答は随時連絡する。

**７　プロポーザルへの参加方法**

　　本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式１）を宇治市長に提出しなければならない。

　（１）受付場所

　　　　宇治市健康長寿部長寿生きがい課

　　　　　郵便番号　　　６１１－８５０１

　　　　　所在地　　　　京都府宇治市宇治琵琶３３番地

　　　　　　　　　　　　宇治市役所庁舎本館　１階

　　　　　電話番号　　　０７７４－２０－８７１２

　　　　　ＦＡＸ番号　　０７７４－２１－０４０６

　（２）受付期間

**令和５年６月１日（木）から令和５年８月１４日（月）１７時（必着）**

**８　企画提案書等の提出及び留意点**

企画提案書等は、原則として、別添の所定の書式に基づき作成すること。資料は原則としてＡ４判（Ａ３判の折り込みは可）、縦使い、横書きとし、表現方法は特に問わないが、要点を簡潔にまとめること。また、審査資料はすべてコピーでよいものとする。（原本の提出は不要。）表現にカラーが必要と考える場合はカラーコピー等を利用してもよい。内容に関しては、次の項目について記載、あるいは資料を添付すること。

**９　企画提案書等の提出方法等**

（１）提出期間

**令和５年６月１日（木）から令和５年８月１４日（月）１７時（必着）**

（２）提出書類

①企画提案書（様式２）

②経費見積書（様式３）

（３）提出部数

３部とする

（４）提出方法

宇治市健康長寿部長寿生きがい課に企画提案書等を持参により提出

**10　企画提案書等を特定するための評価基準**

企画提案書の評価基準は次のとおりとする。

**11　提案の審査**

　（１）業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各企画提案書等提出者からの企画提案書等類の審査を行い、事業実施対象者を選定する。

　（２）審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由の詳細内容について説明を求めようとする者は、当該通知日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、説明を求める内容を記載した書面を、宇治市健康長寿部長寿生きがい課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に、宇治市健康長寿部長寿生きがい課において行う。

　（３）審査結果についてはプロポーザル参加者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

**12　事業実施団体及び「宇治市高齢者生きがい・助け合い活動応援事業補助金」交付対象団体の決定**

　　宇治市にとって最適の提案をした者を審査委員会で選考し、事業実施対象者とする。選定した者と事業内容等の協議を行い、協議が整えば補助金交付事務手続きをおこなう。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助上限額 | １，０００千円　※立ち上げにかかる経費 |

**13　参加報酬**

　　プロポーザル参加報酬は支給しないのであらかじめ了承されたい。

**14　閲覧**

　　宇治市財務規則（昭和４４年宇治市規則第１号）は、宇治市健康長寿部長寿生きがい課で閲覧することができる。

**15　企画提案書等の取り扱い**

（１）失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

1. 応募資格のない者が提出した場合
2. 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
3. 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
4. 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
5. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
6. 本要領に違反すると認められる場合
7. ２以上の企画提案をした場合、または他者の代理をした場合
8. その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
9. ①～⑧に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、選定委員会が失格であると認めた場合

（２）複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等の提出を行うことができない。

（３）提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めない（誤字、脱字等の軽微なものを除く）。

（４）辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

（５）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

（６）その他

1. 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとする。
2. 提出された企画提案書等は、返却しない。
3. 提出された企画提案書等は、宇治市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

**16　その他**

　（１）企画提案書等の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすることはない。

　（２）１から１５までに定めるもののほか、宇治市財務規則の定めるところによる。なお、本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加する場合がある。